

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年2月14日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）鷺沼4丁目プロジェクト」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※ なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

- ・東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号
東急不動産株式会社
取締役社長 植木正威
- ・東京都千代田区丸の内二丁目6番3号
三菱商事株式会社
代表取締役 外村直久
- ・東京都千代田区大手町二丁目6番3号
新日本製鐵株式会社
代表取締役社長 千速晃

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称) 鷺沼4丁目プロジェクト

(2) 種類

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
- ・住宅団地の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市宮前区鷺沼四丁目11番1号他

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

共同住宅の新設

(2) 内容

ア 開発区域面積 26,716.69㎡

イ 土地利用計画

(ア) 公共用地 2,089.74㎡

(イ) 住宅用地 24,626.95㎡

ウ 建築計画

敷地区分	A敷地	B敷地			合計
	D棟	A棟	B棟	C棟	
計画人口（人）	267人	460人	898人	89人	1,714人
計画戸数（戸）	86戸	137戸	287戸	29戸	539戸
構造	RC	SRC			—
階数	5階	11階	11階	9階	—
高さ（m）	15.0m	30.95m		25.5m	—
建築面積（㎡）	2,387.94㎡	8,082.18㎡			10,470.12㎡
延床面積（㎡）	8,828.23㎡	50,299.18㎡			59,127.41㎡

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成14年 7月 1日

完了予定：平成16年 3月 末日

6 条例見解書の写しの縦覧期間，場所及び時間

(1) 期 間

平成14年2月14日(木)から平成14年3月15日(金)まで

(2) 場 所

川崎市本庁(環境局環境評価室)，宮前区役所，宮前区役所向丘出張所

横浜市環境保全局調整部環境影響審査課，横浜市青葉区役所

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで(横浜市環境影響審査課及び青葉区役所は，

午前8時45分から午後5時15分まで)

ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。